

ダイナスクラブ加盟店規約

第1条（総則）

- 三井住友トラストクラブ株式会社（以下「ダイナース」といいます。）は、第2条第1項に定める加盟店の行方取引に關し以下、各条項の通り規定するものとします。
- 本規約において「カード番号等」とは、会員番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号及びセキュリティコードをい、割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」の定めと同意義とします。

第2条（加盟店）

- 加盟店とは、本規約を承認の上、ダイナースに加盟を申し込み、ダイナースが加盟を認めた個人、法人及び団体をいいます。尚、本規約に基づき、ダイナースと加盟店で成立した契約を「本契約」といいます。
- 加盟店は、第4条の信用販売を行う店舗、施設を指し、あらかじめダイナースに所定の書面をもって届け出、ダイナースの承認を得るものとします。尚、信用販売を行う店舗、施設の追加、変更又は廃止についても同様とします。
- 加盟店は、すべての信用販売を行う店舗、施設にダイナース所定の加盟店標識を掲示するものとします。また加盟店は、ダイナースからカードの利用又は販売促進にかかわる展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
- 加盟店は、ダイナースからカードの取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
- 加盟店は、ダイナースから決算書等の提出の要請を受けたときは、速やかにダイナースが指定する資料を提出するものとします。
- 加盟店は、ダイナース又はダイナースの委託先が、第3条第1項に定める会員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
- 加盟店は、売上票、売上集計表、CCT（クレジットカードセンターターミナル）等の端末機その他カードの有効性を確認する機器（以下「CCT等」といいます。）、加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならず、又これらを第三者に使用させたり、転売、譲渡、担保に供してはならないものとします。
- 加盟店は、ダイナースが別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。

第3条（取り扱い会員カード及び有効カード）

- 取り扱い会員カード（以下「カード」といいます。）とは、ダイナース、外国ダイナースクラブ（以下「外国ダイナース」といいます。）及び外国ダイナースの提携先が認めたカード利用者（以下、前者を「日本会員」、後者を「外国会員」とい、両者を「会員」と総称します。）に対して貸与したものをいいます。
- 有効カードとは、総項に定めるカードのうち、有効期間内のもので、会員自筆の署名があり、かつダイナースが行う無効の通知に該当がないものをいいます。

第4条（信用販売）

- 加盟店は、会員がカードを提示して、信用販売を求めたときには、本契約に定めるところに従い信用販売を行うものとします。
- 本規約において信用販売とは、加盟店が会員に対して行う加盟店の取り扱う物品若しくは権利の販売又は飲食、宿泊などの役務の提供その他ダイナースが特に認める加盟店と会員との間の取引のうち、販売若しくは役務提供に基づく代金債権又はその他の取引による債権を、本契約に定めるところに従いダイナースに譲渡することにより、加盟店が本契約に従い当該代金相当額の支払をダイナースから受けるものをいいます。
- 本規約に定める信用販売の種類には、会員のダイナースに対する支払方式の別により、①1回払い販売、②リボルビング払い販売及び③ボーナス一括払い販売があります。但し、リボルビング払い販売及びボーナス一括払い販売は、加盟店からその取り扱いの申し込みを受け、ダイナースが適当と認めた場合に限り行うものとします。加盟店は、リボルビング払い販売又はボーナス一括払い販売の取扱いを認められた場合であっても、日本会員のみを対象とすることができるとします。
- 本規約は、加盟店が第5条に定める方法に基づき店頭等において行う販売について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、オンライン通信による販売等、店頭等販売以外の取引については、別途ダイナースが承認した場合を除き、信用販売を行うことはできないものとします。

第5条（信用販売の方法）

- 加盟店は、会員から信用販売の請求があった場合、次の各号の手続をとらなければならず、第1号の確認が完了するまでは信用販売を行ってはならないものとします。
 - 有効カードであること及びカード提示者と提示されたカードに係る会員の同一性を確認すること。
 - ダイナース所定の様式による帳票に加盟店番号、加盟店名、加盟店連絡先、売場名、担当者名、カード記載の会員番号、会員氏名、有効期限、会員の指定する支払区分、売上日付、金額、品名・型式、数量等ダイナースが定める事項を記入して作成すること（本規約において当該作成された帳票を「売上票」といいます。）。尚、加盟店は、会員に対し、売上票にダイナース所定の項目以外に記載を求めてはならないものとします。
 - 会員に対して当該信用販売に係る売上票の控え又は売上票に記載された事項記載した書面を交付すること。
- 加盟店は、加盟店第1号に掲げる事項上書き、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって確認するものとし、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正使用（以下「不正使用」といいます。）に該当しないことを確認するものとします。この場合において、加盟店は、実行計画（クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するもの）を含む、以下「実行計画」といいます。）であって、その時々における最新のものをいいます。）に掲げられた措置を講じて行うものとします。
- 加盟店は、前項に定めるところに従い、第1項第1号の事項について確認を行い、ダイナースから信用販売の承認を得るものとします。
- 加盟店は売上票に記載できる金額は、当該信用販売代金のみとし、現金の立替、有価証券の現金化、過去の売掛金の精算等はできないものとします。
- 加盟店は、売上票の金額欄の訂正、日付の変更、分割記載はできないものとします。
- 加盟店は、信用販売に際し割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項などを記載した書面を会員へ交付するものとします。
- 加盟店が会員の申し出によりリボルビング払い販売を行う際は、当該売上票に「リボルビング払い」を表示します。ただし、リボルビングカードの提示があった場合は「リボルビング払い」の表示を省略できるものとします。
- 加盟店が会員の申し出によりボーナス一括払い販売を行う際は、当該売上票に「ボーナス一括払い」を表示します。また、原則としてボーナス一括払い販売の取扱可能期間は、夏期は12月16日から6月15日まで、冬期は7月16日から11月15日までとします。
- 信用販売を行う場合、加盟店は、第8条に定める信用販売の承認をダイナースに求めるものとし、ダイナースの承認を得たときは売上票の承認番号欄にダイナースが通知する承認番号を記入するものとします。
- 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係諸法令を遵守して、信用販売を行うものとします。
- 加盟店は、次に定める内容の信用販売の取扱いを行わないものとします。
 - 公序良俗違反の取引
 - 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、薬事法、その他関連法律・法令の定め に違反する取引
 - 特定商取引に関する法律に違反する取引
 - 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - ダイナースが信用販売の相手方の利益の保護に欠けると判断する取引
 - 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他の財産権その他の権利を侵害する取引
 - その他ダイナースが不適当と判断する取引
- 加盟店は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他有価証券などの換金性の高い商品を取扱うことができません。ただし、ダイナースが個別に承諾した場合はこの限りではありません。

第6条（信用販売の拒絶及び差別的取り扱いの禁止）

- 加盟店は、有効カードを提示した会員に対し、信用販売を拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するカードの利用を要求することはできないものとします。
- 加盟店は会員に対して、一般の現金払いの顧客と異なる料金又は代金を請求したり、信用販売の取扱金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利となる差別的取り扱いを行うことはできないものとします。

第7条（商品の引渡し）

- 加盟店は、信用販売を行った場合、会員に対し原則として直ちに商品、権利、役務等（以下「商品等」といいます。）を引渡し、又は提供するものとします。信用販売を行った当日に引渡し、又は提供することができない場合は、会員を書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
- 加盟店は、信用販売による商品等に関する引渡し、提供などを複数回又は継続的に行う場合、その引渡し、提供方法等に関してあらかじめダイナースに申し出、ダイナースの承認を得るものとします。

第8条（事前承認の義務・信用販売限度額）

- 加盟店は、会員から信用販売を求められた場合、原則としてその全件について事前に信用販売の種類を通知したうえでダイナースの承認を求めるものとします。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを、日付の変更、金額の分割、個々の商品ごとに売上票を作成する等により、売上票を複数枚にすることや、売上票の金額訂正はできないものとします。
- 前項の規定にかかわらず、加盟店が会員1人あたり1回につき行うことができる信用販売限度額（同一日、同一売場における税金、送料などを含む信用販売額の総額とします。）をダイナースが通知した場合、加盟店は信用販売限度額の範囲内において1回払いの方法による信用販売を行うに際しては、ダイナースの承認を得る必要はないものとします。尚、ダイナースは、ダイナースが必要と認めた商品等について、個別に信用販売の限度額を定め通知することができます。加盟店はそれに従うものとします。また、加盟店は、ダイナースから信用販売の限度額の変更の通知があった場合はそれに従うものとします。
- 信用販売の承認については、ダイナースの判断により拒否する場合があります。

第9条（無効カード等の取り扱い及び情報提供・調査協力）

- 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該カードの提示者に対して信用販売を行わないものとし、当該カードを預かった上で直ちにダイナースに通報し、その指示に従うものとします。
 - ダイナースから無効を通知されたカードの提示を受けた場合（第5条に定める手続の過程で無効カードの通知を受けた場合を含みますが、これに限られません。）
 - 明らかに偽造、変造と認められるカードの提示を受けた場合
- 万一、前項に反して信用販売を行った場合、加盟店は当該信用販売代金について責任を負うものとします。
- 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、信用販売を行う前にダイナースへその旨を連絡し、その指示に従うものとします。
 - 売上票に記載された署名とカード面上の署名とが明らかに相違する場合
 - カード提示者がカード記載の本人以外と思われる場合及び不審と思われる場合
 - 会員の信用に關し著しく異状を認めた場合
- 加盟店は、ダイナースが会員のカード使用状況等調査協力を求めた場合には、これに対し、関連する資料（録画を含みます。）、販売担当者その他の関係者による説明その他必要となる一切の協力を行うものとします。また、加盟店はダイナースから指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第10条（不正使用等発生時の対応）

- 加盟店は、その行った信用販売につき、不正使用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。
- 加盟店は、前項の場合には、ただちにその旨をダイナースに対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告するものとします。

第11条（売上票の送付）

- 加盟店は、1回払い販売による売上票、リボルビング払い販売による売上票、ボーナス一括払い販売による売上票をそれぞれ区別して、各々ダイナース所定の売上集計表を添付して、原則として1週間ごとに取りまとめ、ダイナースに送付するものとします。
- 加盟店はダイナースが認めた場合、次のいずれかの方法により売上データを提出するものとします。この場合加盟店は、ダイナースが別に定める付属規約、条件、または手続きに従うものとします。
 - ダイナースが認めたCCT等、情報処理センターが提供するデータ伝送サービス及びダイナースと加盟店とのコンピュータシステム間で行うオンラインギャザリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法
 - その他ダイナースが認めた電子及び磁気記録による方法

第12条（信用販売による債権の譲渡）

加盟店は本規約に基づく信用販売によって会員に対して取得した債権をダイナースに譲渡し、ダイナースはこれを譲り受けるものとします。債権譲渡は、売上票がダイナースに到着したとき、その効力が発生するものとします。

第13条（割引料）

- 加盟店がダイナースに支払う債権譲渡にかかわる割引料は、1回の信用販売ごとに信用販売代金に対してダイナースが定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。
- 尚、前項について、ダイナースが特別に認めた場合については、この限りではないものとします。

第14条（債権譲渡対価の精算）

- ダイナースは、売上票に基づいて別表に定める支払日、前条に定める割引料を差し引いた金額（以下「債権譲渡対価」といいます。）をあらかじめ加盟店が指定した金融機関預金口座あて振り込むものとします。尚、当該日が土曜、日曜、祝日等ダイナースの営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手続日が金融機関休業日にあたる場合もその前営業日とします。
- 尚、前項について、ダイナースが特別に認めた場合については、この限りではないものとします。
- ダイナースの加盟店に対する債権譲渡対価は、ダイナースが直接支払うか、又はダイナースが指定し、事前に加盟店に通知したダイナース所定の会社が立替払いをするものとします。

第15条（信用販売の取消し）

加盟店が信用販売の取消し又は解約等を行う場合は、直ちにダイナース所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うための売上票をダイナースへ送付するものとします。ただし、当該債権譲渡対価を支払済みの場合には、加盟店はダイナースに対し当該対価を直ちに返還するものとします。また、ダイナースは当該対価を次回以降の加盟店に対して支払う債権譲渡対価から差し引けるものとします。

第16条（商品の所有権）

- 加盟店が、会員に信用販売を行った商品等の所有権は、当該債権がダイナースに譲渡されたときにダイナースに移転す

るものとします。ただし、第15条に定める債権譲渡の取消し又は第18条に定める債権譲渡の解除がなされた場合、当該債権にかかわる商品等の所有権は、債権譲渡対価が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該譲渡対価をダイナースに返還したときに、加盟店に戻るものとします。

- 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、ダイナースが加盟店に対し当該債権に関する債権譲渡対価を支払った場合には、信用販売を行った商品等の所有権はダイナースに帰属するものとします。尚、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。
- 信用販売を行った商品等の所有権が加盟店に属する場合でも、ダイナースは必要があるときは、加盟店に代って商品等を回収することができるものとします。

第17条（会員との紛議）

- 加盟店は、会員から信用販売の取り扱い及び商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合又は会員、関係省庁その他行政機関等から第5条第10項に違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対応し、解決にあたるものとします。また、この場合、加盟店は、ダイナースが行う調査に誠実に協力するものとします。
- 加盟店は、リボルビング払い販売及びボーナス一括払い販売においてダイナースに対するカード利用代金債務について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を会員が主張した場合は、次の各号に定める方法により処理するものとします。
 - 加盟店は、ダイナースが会員から支払停止の主張を受けた場合は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
 - 会員からの支払停止の抗弁の主張が、ダイナースの加盟店に対する債権譲渡対価支払いの前になされたものである場合は、ダイナースは、当該抗弁の事由が解消されるまでの間、一時、当該債権譲渡対価の支払いを停止することができるものとし、当該債権譲渡対価支払いの後になされた場合には、加盟店はダイナースからの請求があり次第、直ちに当該債権譲渡対価相当額を保証金としてダイナースに差し入れるものとします。
 - 前号の保証金は当該抗弁事由が解消した場合は、ダイナースから加盟店に返還されるものとします。ただし、会員の主張に抗弁事由がある場合には、ダイナースの当該債権譲渡対価支払いの義務は消滅し、ダイナースは当該保証金を加盟店の当該債権譲渡対価返還債務に充当することができるものとします。

第18条（支払い保留及び債権譲渡の解除）

ダイナースが債権譲渡を受けるにあたり、次の各号のいずれかに該当した場合は、承認番号の取得の有無にかかわらず、ダイナースはその不備、不審な点が解決されるまで譲り受けた債権譲渡対価の支払いを保留し、解決されない場合には、債権譲渡を解除し、債権譲渡対価を支払い済みの場合には、加盟店は直ちにこれを返還するものとし、ダイナースは次回以降の債権譲渡対価から差し引くこともできるものとします。一方、調査が完了し、ダイナースが当該代金の支払いを相当と認めた場合には、ダイナースは加盟店に当該代金を支払うものとします。尚、この場合には、ダイナースは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、ダイナースの加盟店に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものとしてはならないとします。

- 売上票の記載事項に不備があった場合
- 当該信用販売に不審な点があった場合
- 加盟店が会員に対して提供した商品等に関し、会員との間に紛議が生じた場合
- 信用販売を行った日から1ヶ月以上経過して当該債権がダイナースに譲渡された場合
- その他第26条第1項各号及び第28条第1項各号のいずれかに該当する場合
- その他加盟店が本規約に違反した場合
- 加盟店は、提示されたクレジットカードがICカード又はICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第5条第1項第1号 クレジットカードの提示者その他クレジットカードの名義人との同一性によることなく信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたクレジットカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出た場合。

第19条（差押等の場合の処理）

債権譲渡対価の差押、仮差押、差押処分等があった場合、ダイナースは当該債権譲渡対価をダイナース所定の手続に従って処理するものとし、ダイナースは当該差押による限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第20条（カードに関する情報等の機密保持）

- 加盟店は、本規約に基づいて知り得た会員カード番号等、その他のカード及び会員に付帯する情報（会員の個人情報を含む）並びに割引料率を含むダイナースの営業上の機密を、機密情報（以下「機密情報」といいます。）として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」といいます。）したり、または本契約に定める信用販売の実施に必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとします。
- 加盟店は、前項に規定する機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、かつ機密情報につき、その漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
- 加盟店は本条第1項に定める機密情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員への教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
- 加盟店は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）及び関係するガイドラインの定めるところに従って、会員の個人情報を取り扱うものとし、会員から個人情報を取得する場合は、利用目的を明示するものとします。
- 加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
- 加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様（加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含みます。）は、加盟店においてカード番号等の非適過型による非保持化、PCIDSS（クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の取扱いに関する国際的なデータセキュリティ基準といいます）準拠、カード番号のトークン化（加盟店内では復元されない仕組み）等とします。
- 前項の規定にかかわらず、ダイナースは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があるときは、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
- 加盟店は機密情報の取扱いを業務代行者に委託する場合には、次の基準に定める義務に従うものとします。
 - 機密情報の委託先となる第三者（以下「業務代行者」といいます。）が次号に定める義務に従い機密情報を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
 - 業務代行者に対して、本条第2項及び第5項の義務と同等の義務を負担させること。
 - 業務代行者が本条第6項で定めた具体的方法及び態様による機密情報の適切な管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、本条第7項に準じて加盟店から業務代行者に対して変更を求めることができ、業務代行者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
 - 業務代行者における機密情報の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、業務代行者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
 - 業務代行者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対して機密情報の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
 - 業務代行者が加盟店から取扱いを委託した機密情報につき、漏洩等し又はそのおそれが生じた場合、本条第11項、第12項及び第13項に準じて、業務代行者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発防止のための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
 - 加盟店が業務代行者に対し、機密情報の取扱いに関し第23条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
 - 業務代行者が機密情報の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。
- 加盟店は、本条第1項記載の機密情報につき加盟店あるいは業務代行者において漏洩等が発生した場合には、直ちにダイナースに通知するものとします。
- 加盟店又は業務代行者の保有する機密情報が、漏洩等し又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく次の措置を採るものとします。
 - 漏洩等の有無を調査すること。
 - 前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となった機密情報の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
 - 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - 漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
- 前項杜書の場合であって、漏洩等の対象となる機密情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちに機密情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
- 加盟店は、本条第10項杜書の場合には、直ちにその旨をダイナースに対して報告すると共に、遅滞なく、本条第10項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
 - 本条第10項第1項及び第2項の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - 本条第10項第1項及び第2項の調査につき、その途中経過及び結果
 - 本条第10項第3項に關し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - 本条第10項第4項に關し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - 前各項のほかこれらに関連する事項であって乙が求める事項
- 加盟店又は業務委託者の保有する機密情報が漏洩等した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第10項の措置をとらない場合には、ダイナースは、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損した機密情報に係る会員に対して通知することができるものとします。
- 加盟店あるいは業務代行者の責に帰すべき事由により、ダイナースに機密情報に関する漏洩事故等による損害が発生した場合には、ダイナースは当該被害者に対しその損害の賠償を請求することができるものとし、業務代行者に対してもその損害の賠償を請求することができるものとします。
- 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第21条（信用販売の停止）

加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、ダイナースは加盟店に対し本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができる。この請求があった場合は、加盟店は、ダイナースが再開を認めるまでの間、信用販売をすることができないものとする。

- ダイナースが前条第1項の漏洩等が発生した疑いがあると認めた場合
- ダイナースが、加盟店が第26条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- その他、ダイナースが必要と認めた場合

第22条（届出事項の変更）

- 加盟店は、本契約締結後、次の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項をダイナース所定の方法により遅滞なくダイナースに届け出るものとします。
 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める法人番号
 - 加盟店の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 加盟店が法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日
 - 加盟店の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
 - その他、前各号に掲げるもののほか加盟店がダイナースのほか加盟店がダイナースに対し加盟店申込書にて届け出た事項
- 前各号に掲げるもののほかダイナースが加盟店に対しあらかじめ通知する事項
- 加盟店は、第20条第6項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめ乙と協議しなければならないものとする。
- ダイナースは、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を請求することができます。
- 本条第1項の届出がないため、ダイナースからの通知又は送付の書類、振込金、その他が延着し、もしくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第23条（調査）

- 次の各号のいずれかの事由があるときには、ダイナースは、自ら又はダイナースが適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応に必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに認めるものとします。
 - 加盟店又は業務代行者において機密情報が漏洩等し又はそのおそれが生じたとき。
 - 加盟店が行った信用販売について不正使用が行われ又はそのおそれがあるとき。
 - 加盟店が第5条、第10条、第20条、第22条及び第24条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、ダイナースが割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
- 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。
 - 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
 - 機密情報の適切な管理又は不正使用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - 加盟店若しくは業務代行者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
 - 加盟店又は業務代行者において機密情報の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、機密情報の取扱いに係る業務について調査する方法
- 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等の内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。
- ダイナースは、第1項第1号、又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことよって新たに発生した費用を加盟店に対して請求することができるものとする。ただし、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第20条第10項第1号及び同項第2号に定める調査並びに第20条第12項第1号及び同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第10条第1項に定める調査及び同条第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでないものとする。

第24条（是正改善計画の策定と実施）

- 次の各号のいずれかに該当する場合には、ダイナースは、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとする。
 - 加盟店が第20条第3項、及び第5項若しくは第8項の義務を履行せず、又は業務代行者が第20条第8項第2号もし

- くは第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (2)加盟店又は業務代行者の保有する機密情報が、漏えい、滅失若しくは毀損又はそのおそれがある場合であって、第20条第10項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
- (3)加盟店が第5条第2項に違反し又はそのおそれがあるとき。
- (4)加盟店が行った信用販売について不正使用が行われた場合であって、第10条の義務を相当期間内に履行しないとき。
- (5)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、ダイナースに対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
- 2.ダイナースは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事象の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第25条（解約）

- 加盟店又はダイナースは、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
- 前項の規定にかかわらず、ダイナースは、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、ダイナースの判断により事前の通知をすることなくいつでも本契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。

第26条（加盟店契約の解除）

加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらずダイナースはいつでも加盟店契約の全部もしくは一部（加盟店が使用する信用照会端末機の全部または一部の利用を一時的に停止することを含む）を解除することができ、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

- 本規約に違反した場合
- 加盟店申込書及び第22条第1項の届出事項の記載事実を偽って記載した場合
- 第9条第4項に定めるダイナースの調査に協力を行わない場合
- 加盟店が取り扱った信用販売のうち、無効・紛失・盗難・第三者利用・偽造等のカードによる信用販売の割合が著しく高いとダイナースが認めた場合
- 割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合
- 加盟店が他のクレジットカード会社等との取引にかかわらず、信用販売制度を悪用していることが判明したまたは疑いがあるとダイナースが判断した場合
- 加盟店が提供する商品・サービス、信用販売の金額、契約条件、営業行為等について会員から苦情があった場合で、ダイナースが加盟店に非があると判断した場合
- 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反するとダイナースが判断した場合
- 監督官庁から営業の取り消し又は停止等の行政処分を受けた場合
- 0目より振出しもしくは引受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至った場合
- 11差押え、仮差押え、仮処分の手申立又は租税滞納処分を受けた場合。破産、会社更生、特別清算等の申立を受けた場合、又はこれらを自ら申し立てた場合。合併によらず解散した場合
- 2前2号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとダイナースが判断した場合
- 3加盟店がダイナースに届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合、又はダイナースに届出の連絡先にてダイナースから加盟店に連絡が取れない場合
- 4加盟店が取扱った信用販売にかかる売上、会員の換金目的による利用の割合が高いとダイナースが判断したとき。又は会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているダイナースが判断した場合
- 5加盟店がダイナースの会員であり、ダイナースが会員資格を取り消す手続をとった場合
- 6その他のダイナースが加盟店として不適当と認めた場合
- 7第22条、第23条、第24条のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても尚その義務を履行しない場合

第27条（契約終了後の処理）

- 第25条又は第26条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、ダイナース及び加盟店は当該信用販売を本規約に従い取り扱うものとします。ただし、ダイナースと加盟店が別途合意した場合はこの限りではありません。
- ダイナースは前条により本契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている信用販売代金について、債権譲渡を解除するか、会員から当該信用販売代金の支払を受けるまで加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。
- 加盟店は本契約を終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてダイナースに対し加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。尚、CCT等を設置している場合には、その使用規約並びに取扱運用事項等の定めるところによるものとします。

第28条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - 暴力団員（暴力団の構成員）
 - 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの）
 - 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
 - その他本項1号から7号に準ずるもの
- 加盟店が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、ダイナースは加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、ダイナースがその報告を求めた場合、加盟店は、ダイナースに対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとする。
- ダイナースは、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を、一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、加盟店は、ダイナースが取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。
- 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又は本条第1項の規定に基づく確約に因して虚偽の申告をしたことが判明し、信用販売を継続することが不適切であるとダイナースが認めた場合には、ダイナースは、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、ダイナースに対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合ダイナースに生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
- 前項の規定により本契約を解除した場合でも、ダイナースに対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとする。

第29条（地位の譲渡）

- 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
- 加盟店が信用販売を行ったことにより発生した債権は、第三者に譲渡、質入れ、担保に供する等はできないものとする。
- ダイナースは、本契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとする。

第30条（規約適用の除外）

本規約上のリボルビング払い販売、ボーナス一括払い販売に関する規定は、それら信用販売方法を取り扱わない加盟店については適用されないものとする。

第31条（規約の変更及び承認）

本規約の変更については、ダイナースが変更内容を通知、告知又は公表（ダイナースのウェブサイトによる掲載その他合理的方法による）した後、又は変更後規約を加盟店に送付した後に加盟店が会員に対して信用販売を行った場合、加盟店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。

第32条（細部手続）

本規約に定めのない細部の事項及び事務処理上の手続きについては、ダイナースが別に定めるところによるものとする。

第33条（合意管轄裁判所）

加盟店とダイナースとの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第34条（諸法令・準拠法）

加盟店とダイナースとの諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

取扱店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。

第10条（準用規定）

本規約に定めのない事項については、ダイナースクラブ加盟店規約の定めに準ずるものとする。

以上
(2018年3月3日改定)

加盟店情報取り扱いに関する同意条項

<本同意条項は、ダイナースクラブ加盟店規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します。>

第1条（加盟店情報の収集・保有・利用）

- 加盟店又は加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含むダイナースとの取引の加盟審査、加盟店の管理（調査）及び加盟店送金業務等の加盟店業務遂行のため、以下の各号に定める加盟店契約者等の情報（以下、総称して「加盟店情報」といいます。）を、ダイナースが必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。
 - 加盟店契約者等が加盟店申込時に届け出た加盟店の法人番号、名称、所在地、電話番号、預金口座等の事項、加盟店契約者等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき加盟店契約者等がダイナースに届け出た事項（加盟店におけるカード番号等の適切な管理及び不正使用対策状況を含む）及び電話等により問い合わせしダイナースが知り得た情報（以下総称して「加盟店属性情報」といいます。）
 - 代表者等の氏名、生年月日、住所等の個人情報（以下「加盟店個人情報」といいます。）
 - 加盟店申込日、加盟承認日、CCT番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店契約者等とダイナースの取引に関する事項及び加盟店申込みにかかわる事実
 - 加盟店の信用販売取引状況
 - ダイナースが収集した加盟店契約者等におけるクレジット利用履歴
 - 適正又は適法な方法で収集した登録簿、住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項
 - インターネット、官報、電話帳、住宅地図等不特定多数の者に対して公開されている情報
 - 加盟店契約者等の営業許可証等の確認書類及びその記載事項
 - 9差押え、破産の申立等の加盟店契約者等に関する信用情報
 - 00ダイナースが加盟を認めなかった場合にその事実及び理由
- 加盟店契約者等は、ダイナースが前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の加盟店情報を必要な保護措置を講じた上で、以下の各号に定める目的のために利用することに同意するものとします。
 - 加盟店等の営業に関する新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - 加盟店等の営業に関する市場調査、商品開発
 - 加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動
 - 4)クレジットカード関連事務における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動
- 加盟店契約者等は、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託することに同意するものとします。
- ダイナースは、加盟契約の有無、利用状況の調査等を目的とし、加盟店情報をダイナースクラブインターナショナル及び外国ダイナースへ提供出来るものとします。

第2条（信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意）

- 加盟店契約者等は、加盟店及びその代表者等に関する信用情報、又は加盟申し込みにかかわる事実、並びに契約申込者及びその代表者等に関する個人情報保護法が定める信用情報をダイナースが加盟する加盟店信用情報機関に登録され、本同意条項第3条に定める範囲で共同利用されることに同意します。
- 加盟店契約者等は、ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関又は当該加盟店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、加盟店契約者等及びその代表者等に関する信用情報が登録されている場合には、本同意条項第3条に定める範囲でダイナースが自己の取引上の判断のためにこれを共同利用することに同意します。
- 加盟店契約者等は、次の個人情報保護法に定められた事態に該当する場合には、事前の同意なしに、その信用情報が第三者に提供されることに同意します。
 - 法令に基づく場合
 - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第3条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口及び共同利用について）

名 称	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
住 所	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋1Nビル1階	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階
電 話	03-6738-6626	03-5643-0011
共同利用の 管理責任者	日本クレジットカード協会	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店信用情報センター
U R L	http://www.jcca-office.gr.jp/	http://www.j-creditor.jp/
共同利用の 目的	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 <ol style="list-style-type: none">法令に基づく場合 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
登録される 情報	・当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・加盟店員が加盟店情報を利用した日付	①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ③利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ④利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該内容のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 ⑤行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報 ⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑦前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）ただし上記①の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。
登録される 期間	当センターに登録してから5年を超えない期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます
共同利用の 範囲	日本クレジットカード協会の会員（当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください）	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取扱業者及びJDMセンター（JDM会員名は、上記ホームページよりご確認ください）

第4条（加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き）

- 加盟店契約者等は、ダイナース及び加盟店信用情報機関に対して、個人情報保護法に定めるところにより、以下の手続きにより加盟店情報の開示、訂正等又は利用停止等を請求することができるものとします。
 - 加盟店契約者等が、ダイナースの保有する加盟店個人情報の開示・訂正等又は利用停止等を請求する際の手続きは、末尾記載のお客様相談室宛問い合わせください。これら請求手続の詳細を案内します。また、ダイナースウェブサイトでも確認できるものとします。
 - 加盟店契約者等が、加盟店信用情報機関に前条の加盟店情報の開示・訂正等又は利用停止等を請求する際の手続きは、前条記載の連絡先に問い合わせください。
- ダイナースは、登録した内容が事実でないことが判明した場合、速やかに訂正等又は利用停止等の措置をとるものとする。
- 加盟店契約者等が、本同意条項第1条第2項に定める加盟店情報の利用に關して中止を申し出た場合、ダイナースは業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。尚、中止の申し出はお客様相談室宛行うものとする。

第5条（加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合）

ダイナースは、加盟店契約者等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は、本規約に定める加盟店情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承認できない場合、加盟を断ることも、加盟店契約の解除の手続きを取ることがあるものとします。ただし、本同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に加盟を断ることも、解除の手続きをとることはできないものとします。

第6条（契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用）

- ダイナースは、加盟を承認しない場合であっても加盟申し込み際に取得した情報を、承認しない理由の如何を問わず、本同意条項第1条第1項に定める目的のために必要な範囲でダイナースが定める所定の期間その情報を保有・利用すること及び、本同意条項第3条の定めに基づき一定期間保有・利用することができるものとします。
- ダイナースは、加盟店契約終了後も（本契約の解除、解約の場合も含みます。）本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で、又は、法令等に基づき、法令等又はダイナースが定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することができるものとします。

本規約に関するお問い合わせ先

三井住友トラストクラブ株式会社　お客様相談室
〒104-6036
東京都中央区晴海1-8-10　トリトンスクエア X 棟
電話番号 03-6770-2820

ダイナースクラブウェブサイト
www.diners.co.jp

<別表>売上集計表・売上票の締切日及び売上代金の支払日

- オンラインシステムを利用したお取扱い

支払区分	取扱期間	売上受付日*	支払日
一回払い リボルビング払い ロイヤルチェック	通年	毎月15日	当月30日
		毎月末日	翌月15日
ボーナス一括払い	夏期	12月16日～6月15日	7月15日
	冬期	7月16日～11月15日	12月15日

*売上受付締切日について（ダイナースとの契約内容により、締切日が異なる場合があります。）
・売上受付締切日は、カード取扱日の日付をいいます。
・売上データは、土曜、日曜、祝日等ダイナースの営業日でない場合でも授受いたします。

- 売上票及びロイヤルチェックを利用した取扱い
・売上票及びロイヤルチェック受付締切日はオンラインシステムを利用したお取扱いの売上受付締切日必着となります。
・売上票受付締切日が土曜、日曜、祝日等ダイナースの営業日でない場合は、その前営業日となります。

以上
(2018年3月3日改定)

17LC-R2178-201803・23-802